

介護老人保健施設フジオカ 訪問リハビリテーション

利用料金表

共通部分と個別部分を足したものが基本的な施設利用料金となります。

【共通部分】 ★サービス提供体制加算 1割：6円、2割：12円、3割：19円を含む

	負担割合	自己負担額	内容
訪問リハビリテーション	1割	333円	医師の指示による、訪問リハビリ計画書に基づき訪問リハビリを実施。20分以上/回、6回/週限度
	2割	666円	※退院・退所後3ヵ月以内は週12回まで可能
	3割	1,000円	3月に1回、当施設医師の診察（かかりつけ医の場合、当施設医師への診療情報提供書）

【個別部分】

サービス項目	単位	自己負担額			内容
		1割	2割	3割	
リハビリテーションマネジメント加算 (A)口 (指定訪問リハビリテーションのみ)	月	227円	454円	681円	リハビリテーション会議を定期的に行い、理学療法士等による通所リハビリ計画書の説明、利用者・家族・サービス関連事業所等と情報共有し、医師に報告。厚生労働省にデータ提出・フィードバックを活用し有効なリハビリの実施
リハビリテーションマネジメント加算 (B)口 (指定訪問リハビリテーションのみ)	月	514円	1,029円	1,544円	リハビリテーション会議を定期的に行い、医師による訪問リハビリ計画書の説明、利用者・家族・サービス関連事業所等と情報共有。厚生労働省にデータ提出・フィードバックを活用し有効なリハビリの実施
短期集中リハビリテーション加算	日	213円	426円	639円	退院（所）日または認定日から起算して3ヵ月以内の間、2日以上/週、20分以上/日、個別リハビリを実施した場合
事業所評価加算（予防リハビリテーションのみ）	月	127円	255円	383円	評価対象期間中の利用人数が10名を超えている
長期利用減算（予防リハビリテーションのみ）	回	△5円	△10円	△15円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合
移行支援加算	日	18円	36円	54円	訪問リハビリにより日常生活動作や家事動作が向上し、自宅での役割の獲得・社会参加・デイサービス等に移行できた際に算定

特別地域加算：所定単位数の15%を加算

介護保険の給付を超えたサービスは、全額自己負担となります。